

諮問第2号

4 古都発第842号

古賀市都市計画審議会

会長 日高 圭一郎 様

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

福岡広域都市計画地区計画の変更（古賀市決定）について

令和4年10月28日

古賀市長 田 辺 一 城



諮問第3号

4 古都発第842号

古賀市都市計画審議会

会長 日高 圭一郎 様

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定に基づき、
次の事項について諮問します。

福岡広域都市計画地区計画の決定(古賀市決定)について

令和4年10月28日

古賀市長 田 辺 一 城



諮問第4号

4 古都発第842号

古賀市都市計画審議会

会長 日高 圭一郎 様

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定に基づき、
次の事項について諮問します。

福岡広域都市計画地区計画の決定(古賀市決定)について

令和4年10月28日

古賀市長 田 辺 一 城

